
令和 6 年 第 2 回 芦屋町議会定例会会議録 （第 1 日）

令和 6 年 6 月 6 日 （木曜日）

議 事 日 程 （ 1 ）

令和 6 年 6 月 6 日 午前10時00分開会

日程第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 行政報告

第 4 同意第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第 5 議案第38号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第 6 議案第39号 芦屋町地方創生推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第40号 芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第41号 芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第42号 町道路線の廃止について

第10 議案第43号 町道路線の認定について

第11 議案第44号 令和 6 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）

第12 議案第45号 令和 6 年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第 1 号）

第13 議案第46号 令和 6 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第 1 号）

第14 議案第47号 令和 6 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第15 議案第48号 タウンバス車両購入契約の締結について

第16 承認第 2 号 専決処分事項の承認について

第17 承認第 3 号 専決処分事項の承認について

第18 報告第 3 号 令和 5 年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告について

第19 報告第 4 号 令和 5 年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第20 報告第 5 号 令和 5 年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告について

第21 報告第 6 号 令和 5 年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

第22 報告第7号 専決処分事項の報告について

第23 報告第8号 専決処分事項の報告について

【 出 席 議 員 】 (12名)

1 番	中西 智昭	2 番	田中 太	3 番	香田 一之	4 番	長島 毅
5 番	萩原 洋子	6 番	本田 浩	7 番	松岡 泉	8 番	貝掛 俊之
9 番	妹川 征男	10 番	辻本 一夫	11 番	川上 誠一	12 番	内海 猛年

【 欠 席 議 員 】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	福田 雅代	書記	岡本 賢治	書記	山城 朋美
----	-------	----	-------	----	-------

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三桝賢二
モーターボート競走事業管理者	藤崎隆好	会計管理者	藤永詩乃美	総務課長	佐竹 功
企画政策課長	本郷宣昭	芦屋港活性化推進室長	志村亮二	財政課長	池上亮吉
都市整備課長	小田武文	税務課長	水摩秀徳	環境住宅課長	新開晴浩
住民課長	溝上竜平	福祉課長	智田寛俊	健康・こども課長	塩田健司
産業観光課長	浮田光二	芦屋釜・歴史文化課長	新郷英弘	学校教育課長	木本拓也
生涯学習課長	本石美香	ボートレース事業局次長	井上康治	企画課長	中野功明
事業課長	横田和雄				

【 傍 聴 者 数 】 3名

午前 10 時 00 分開会

○議長 内海 猛年君

それでは、直ちに会議を始めます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

よって、ただいまから、令和 6 年第 2 回芦屋町議会定例会を開会いたします。

それでは、御手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

日程第 1. 会期の決定について

○議長 内海 猛年君

まず日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は 6 月 6 日から 6 月 17 日までの 12 日間にしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第 127 条の規定により、4 番、長島議員と 9 番、
妹川議員を指名しますので、よろしくお願いいたします。

日程第 3. 行政報告について

○議長 内海 猛年君

次に日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、書面により報告いたします。

次に日程第 4、同意第 1 号から日程第 23、報告第 8 号までの各議案については、この際一括
議題として上程し、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

それでは本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございます。

同意第1号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります田中信代氏の任期が令和6年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めるものでございます。田中氏は21年の長年にわたり人権擁護委員を務められ、人権問題にも精通し、人格、識見も申し分なく人権擁護委員として適任でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、条例議案でございます。

議案第38号の地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、条例で規定する当該法律等の引用箇所に変更が生じるため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号の芦屋町地方創生推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・評価・検証等を行う本委員会に、新たにデジタル分野に精通する有識者等を加えるため、現行の10人以内から12人以内で組織できるよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号の芦屋町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、こども基本法の施行に伴い、本会議をこれまでの子ども・子育て支援に関する施策を含め、こども施策を適正かつ円滑に推進するための機関として位置付けるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号の芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うため条例の一部を改正するものでございます。

次にその他の議案でございます。

議案第42号の町道路線の廃止につきましては、福岡県の西祇園橋の架け替え事業に伴い、町道高浜町1号線の一部区間が道路法上の道路としての機能を損失し、町道路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

議案第43号の町道路線の認定につきましては、先に説明いたしました議案第42号に伴い、始点を変更する町道路線を再認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、議

決を求めるものでございます。

次に、補正予算議案でございます。

議案第44号の令和6年度芦屋町一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億8,300万円の増額補正を行うものでございます。歳入につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を計上したほか、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国からの助成金等を計上するとともに、財政調整基金繰入金を増額計上するものでございます。歳出につきましては、令和6年9月からの給食費無償化実施に伴い、給食センター特別会計への繰出金を増額計上するとともに、総合運動公園中央グラウンド改修工事設計委託に係る費用等を計上するものでございます。

議案第45号の令和6年度芦屋町給食センター特別会計補正予算（第1号）につきましては、9月からの給食費の無償化に伴うもので、歳入において、繰入金を1,424万1,000円増額計上し、給食費収入を同額減額計上するものでございます。

議案第46号の令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的支出として借地している競走事業用地の一部を取得するため、資産購入費を3,350万円増額計上するものでございます。

議案第47号の令和6年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出として幸町排水樋管開閉機取替工事費を530万円増額計上するものでございます。

次に契約議案でございます。

議案第48号のタウンバス車両購入契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議決事件であるため、当該購入契約の締結について議決を求めるものでございます。

次に、承認議案でございます。

承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

承認第3号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布されたことに伴い、芦屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

最後に、報告案件でございます。

報告第3号の令和5年度芦屋町一般会計継続費繰越計算書の報告につきましては、芦屋東小学

校校舎大規模改修事業について繰越額が決定したため、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第4号の令和5年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、緑ヶ丘団地改善事業、町有地法面崩落対策工事ほか9事業費を翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第5号の令和5年度芦屋町モーターボート競走事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、2階スタンド改修工事、駐車場排水管工事及び2階スタンド改修工事監理委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第6号の令和5年度芦屋町公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきましては、家屋事後調査業務委託、浄化センター汚泥処理設備改築工事委託、浄化センター自家発電設備改築工事委託、浄化センター他ストックマネジメント調査、全体計画見直し業務委託の各事業費を翌年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものでございます。

報告第7号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅の家賃滞納者に対し、滞納家賃の支払い等を求める訴えを提起したことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第8号の専決処分事項の報告につきましては、町営住宅で発生した漏水事故に関して、被害者への損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

なお、議案第38号「地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」に関しては、地方自治法第243条の2第2項の規定に基づき監査委員の意見をあらかじめお聴きし、関係条例の一部を改正することについては、別紙のとおり「特段の意見はない。」との回答を得ていることを申し添えます。

お諮りします。日程第4、同意第1号については人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第４、同意第１号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 内海 猛年君

満場一致であります。よって、同意第１号は同意することに決定いたしました。

ただいまから、質疑を行います。

まず、日程第５、議案第３８号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第３８号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第６、議案第３９号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第３９号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第７、議案第４０号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４０号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第８、議案第４１号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４１号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第９、議案第４２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４２号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１０、議案第４３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第11、議案第44号についての質疑を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

6番、本田です。おはようございます。

日程第11、議案第44号、令和6年度芦屋町一般会計補正予算第1号について質問いたします。一般会計補正予算の20ページ、5項目の保健体育費、2目の保健体育施設費、補正額として2,800万円が総合運動公園の中央グラウンド改修工事設計委託として計上されております。昨年度は総合運動公園のバックネット周辺が、雨が降った後の雨水の処理に不都合があり、水が引かないなどの不都合があったかと思います。今回計上された2,800万円は、引き続き関連があるのかを含めて内容をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは、総合運動公園中央グラウンド改修工事設計委託についてお答えいたします。

この中央グラウンドは、平成3年度の供用開始から約33年が経過しております。この長年の利用や風雨の影響で表面の真砂土が減少しており、全体的に石が露出しているとともに、御指摘のとおり、近年、バックネット周辺で降雨後の大きな水たまりができて、なかなか解消しないといった状況が発生しております。また昨年度、令和5年度に地質調査を行ったところ、グラウンド全体に地盤沈下が進んでいるということを把握しており、駐車場とグラウンドの間にあります観覧席にひび割れや段差が生じているという影響が出ております。さらに、今年度に入りまして4月に中央グラウンドの中央付近に陥没が発生しました。現在は埋め戻しをしておるのですが、この陥没を解消する際に陥没箇所の地質状態を調べたところ、ほかの箇所でも同様の陥没が起きる恐れがあるということが分かりました。したがって以上のことから、今回グラウンド面及び観覧席の改修を行いたく、今回設計委託料を計上させていただいております。

なお、財源につきましては、10ページのほうに記載しておりますが、一部過疎債を適用させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今年度が工事設計委託となっておりますので、来年度以降が工事になるかと思いますが、工事計画がどのようになっているのか。また併せて、工事期間中のグラウンドの使用についてはどの

ような計画があるかについてお尋ねをいたします。

○議長 内海 猛年君

生涯学習課長。

○生涯学習課長 本石 美香君

それでは工事計画、スケジュールについてですが、本予算の議決をいただいた後に入札・契約を経て設計委託に着手し、年度内に完了見込みです。また、改修工事に係る経費を令和7年度の当初予算に計上させていただき、令和7年度中の工事着工を予定しております。また、工事期間中のグラウンドの使用計画、利用できるかどうかといったところですが、現時点ではまだ決定しておりません。設計委託業者や工事施工業者との協議を進める中で、どのように使っていけるか、また使えないのかといった方針を決定していく予定です。グラウンド利用団体には大変御迷惑をかけることになるかと思いますので、方針が決まりましたら速やかに周知し、御理解御協力を求めてまいる所存です。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。萩原議員

○議員 5番 萩原 洋子君

5番、萩原です。議案第44号、一般会計補正予算について質問してまいります。13ページをお開きください。1番下ですね、下段の19節、扶助費、定額減税補足給付金（調整給付金）1億2,600万円についてお尋ねしてまいります。まずは定額減税補足給付金の概要についてお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

定額減税補足給付金の概要についてお答えいたします。

定額減税補足給付金は国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施されるもので、令和6年度に実施される定額減税の対象でありながら、その恩恵を十分に受けることができないと見込まれる方に対して、その差額を給付金として支給するものでございます。

対象となる方は定額減税の対象者で、定額減税可能額が令和6年分推計所得税額、または令和6年度分個人住民税の所得割額を上回る方となります。定額減税対象者ですが、所得税または個人住民税所得割の納税義務者で年収2,000万円以上の方及び国外居住者を除きます。

次に定額減税可能額ですが、所得税分が3万円、個人住民税所得割分が1万円。これらに納税義務者本人、控除対象配偶者、扶養親族の人数の合計を乗じた額となります。例えばですが、4

人世帯で世帯主が配偶者と子供2人を扶養している場合、定額減税の対象人数は4人となり、所得税分の定額減税可能額は3万円掛ける4人で12万円となります。同様に個人住民税の定額減税可能額は1万円掛ける4人で4万円となります。

次に定額減税補足給付金の額ですが、所得税分の定額減税可能額、こちらから令和6年分推計所得税額を差し引いた額、これに加えて個人住民税分の定額減税可能額から令和6年度分個人住民税所得割額を差し引いた額の合計値、これに1万円単位に切り上げた額となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

説明をお伺いしてもなかなか難しい話にはなっているのかなと思うんですけども、最後のところに給付金の額を1万円単位に切り上げるっていう説明がありました。令和5年度にも給付金があったかと思うんですけども、そうすると給付金が増えることになるのではないかと思います。これまでの給付金との違いと、あと、1万円単位に今回切り上げるような制度設計になっている理由をお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

定額減税補足給付金ですが、これは令和5年度から実施されている住民税非課税世帯への7万円給付や住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付と一体的に実施されるもので、住民税所得割や所得税が課税されている方が対象となります。これまでの給付金ですが、条件を満たした対象者に一律の金額を給付していましたが、定額減税は一人一人異なる税額に対して、1人当たり4万円を差引くことで実施されます。

一方で税額ですが、収入や扶養状況、控除の内容により一人一人異なるため、収入によっては定額減税の恩恵を十分に受けられない方が出てきますので、その方に対する対応が定額減税補足給付金となります。その額については個人の税額を基礎として算出するため、一人一人異なってしまうという状況がございます。

このように非常に複雑な仕組みのため事務が煩雑になってしまうことから、国では定額減税補足給付金の算定において、定額減税しきれなかった額に1万円未満の端数が生じた場合、1万円単位に切り上げた額となるように制度設計が行われたと認識しております。議員お尋ねのこの理由についてですが、国の説明資料によりますと、定額減税補足給付金の算定において令和6年分所得税額を推計し活用することから、税額が確定した時点とずれが生じてしまうケースがあるた

め、1万円単位で区分を設ける方法により違いが生じにくくなる。つまり、1万円単位であれば誤差が生じにくいという考え方によるものでございます。これに加えて、国民にとって分かりやすい地方自治体の事務負担を軽減できるという内容となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

最後の質問になります。芦屋町の給付対象者は大体何人ぐらいを見込んでいらっしゃるのか。また、今回の給付は非常に複雑で、事務作業もかなりかかると報道でも聞いております。対象となる方への通知はいつ頃となるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

税務課長。

○税務課長 水摩 秀徳君

まず、芦屋町で令和6年分の個人住民税の定額減税が適用される人数は約5,700人となります。このうち定額減税補足給付金の対象者数、つまり、定額減税の恩恵が全部受けられない方、現時点では概算となりますが約3,000人を見込んでいるところでございます。

次に給付金対象者への通知時期についてですが、書面を郵送できるのが8月下旬頃となる見込みで、給付は9月中旬頃を見込んでおります。給付時期が遅いと感じられる方もたくさんいらっしゃると思います。従来の給付金と比較して給付までに時間を要してしまう理由が、今回の定額減税補足給付金は令和6年分個人住民税の情報に加えて、国税である令和6年分の所得税の推計額を基に対象者と給付金を算定しないといけません。所得税の推計額と申しているのは、所得税については令和6年12月31日時点で確定するため、現時点では推計値というふうになっているものでございます。具体的にはまず国の税務基幹系システムを改修しまして、個人住民税などの情報を抽出します。次に国が提供する給付金算定ツールという別のシステムを使用することで、給付金の対象者と給付金額の算定ができるという仕組みになっております。言い換えますと、給付金の算定までには芦屋町の税務基幹系システムで個人住民税の情報を出します。その後、国が提供する算定ツールという仕組みを使いまして、所得税分を合算した算定ができるという2段階になるということになります。その後、職員によるチェック作業であったり、書面の印刷・発送であったりという手順を経ますので、対象の方にお知らせする時期が遅くなってしまうという現状が起きてしまうわけでございます。

このように議員、御指摘のように非常に複雑な事務処理が必要で職員の負担も大きくなりますけど、できるだけ早く給付できるように、我々も努めてまいりたいと思っております。また、給

付時期などについては準備が整い次第、広報に掲載するなど周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。香田議員。

○議員 3番 香田 一之君

3番、香田です。

議案第44号、令和6年度芦屋町一般会計補正予算第1号について質問させていただきます。ページが18ページ歳出の欄になるんですが、18ページの上の表7目の空家対策事業費についてお尋ねします。

この歳出の空家対策事業費で計上されております780万1,000円について、説明欄で示されている各項目、すなわち業務委託料、借上料、工事請負費、これらの内容についてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

空家対策事業費の780万1,000円について御説明いたします。こちらは高浜町にあります旧ハローデイ空き地に隣接する、高浜町特定空家の略式代執行による解体工事にかかる予算でございます。

この3点について下から御説明いたします。まず、14節工事請負費ですが、こちらが解体工事費として520万円を計上しております。次に、13節使用料及び賃借料として土地の借上料30万1,000円。これは解体工事にかかる際、重機やトラック等の搬入出また資材などの仮置きなどに必要な土地として、旧ハローデイ跡地を3か月程度借り受けるための費用となっております。最後に12節委託料ですが、この業務委託料は書いてありますように近隣家屋事前調査業務委託、隣接している建物、はとやベーカリーさんが入っている建物ですが、こちらとこの特定家屋のほうが非常に密接して建てられておりまして、特定空家を解体する際に隣接する建物に影響を与えてしまう恐れがありますため、専門家の意見を聞き今回事前に調査業務委託を行うものでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

香田議員。

○議員 3番 香田 一之君

代執行いわゆる町の予算による執行ということですが、後日、これは持ち主さんに対して費用請求を行うのでしょうか。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

まず、この建物所有者についてですが、既にもうお亡くなりになっております。そして顧問弁護士を通じて法定相続人を確認したところ14人いらっしゃいましたが、意向を確認したところ全員が相続放棄しております。加えて令和6年5月15日を期限として所有者に解体するよう公示確知しておりますが解体されず、また所有者不明として空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項に基づき、芦屋町が略式代執行を行うものでございます。すなわち、もう所有者はおりませんので町の負担となります。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第12、議案第45号についての質疑を許します。妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

妹川です。給食センター特別会計補正予算について質問いたしますが、ページは5ページになります。一般会計の補正予算で児童生徒給食費について、繰入金を入れた中で補正額の補正前の額が約4,300万円、補正額1,400万円の金額が繰入れられているということだと思います。これは給食費がこの2、3年半額補助でしたけれど、今年の9月から給食費完全無償化のために予算が計上されたと、非常に喜ばしいことと評価しております。

それでお尋ねするのは、県内で完全無償化に取り組んでいる自治体はいかほどあるのか。そして、完全無償化により保護者負担額は小中学校の食費が異なるでしょうけど、約1年間で幾らぐらいになるのか。それと9年間、小学校1年生から中学3年までの9年間にどれぐらいの給食費を保護者が負担しているのか。それがどう今後続けられるとするならば補償、無償化されるわけですから、その辺の金額を教えてくださいと思います。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、保護者に対する負担軽減措置がどれぐらい県内で行われているかということでございますが、これは県内で統計しているものがございませんので、あくまで学校教育課のほうで独自に調査をしたものの説明で答弁とさせていただきたいと思います。県内では9つの団体で無償化等が実施されていると伺っております。そのうち自主財源によって実施されているものが3団体ということで把握をしているところでございます。

それと1年間の保護者の負担額でございますが、令和6年度からの給食費につきましては、年間で小学校は5万2,800円、中学校で5万9,520円となります。____ただいま申しました金額については学校給食費として必要な額ということでございます。したがって小学校で5万2,800円と申しましたこのうちの半額は町が負担するというので今やっておりますので、保護者負担については2万6,400円、小学校のケースはこうなります。中学校については3万円弱ぐらいの金額になってきます。これが9年間続くということになりますので、総額で言いますと小学校の場合で47万5,000円、この半額が今保護者負担という形になりますが、中学校については53万5,000円ですがその半額が町が負担している金額ということで御理解いただければと思います。今回これを全てゼロにしていこうというのが今回の補正予算の趣旨でございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

妹川議員。

○議員 9番 妹川 征男君

保護者負担軽減にとってですね、非常にすばらしい内容であると考えていますが、私は以前に給食費の問題、完全給食を目指すようにとか、教材費、副教材費ドリル代ですね、そういう問題に絡めて憲法第26条の教育基本法に基づいてやはり無償化をすべきであるということを、また川上議員もですね、数回述べられておりましたが、町長及び担当課長さんはこれまで給食費、いわゆる食材費については学校給食法第11条に基づき食材の購入費は保護者負担とするということで、なかなかですね、全額の無償化は取り組まれてなかったんですが、今回このようにしてね、取り組まれることについては大変いいことだと思います。それで、今回の完全無償化に取り組んだその根拠、根拠はどのように考えておられるのかと。もう一つは、これは、行政主導型でやられたのか、教育委員会の要請・要望等に基づいて行われたのかその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長 内海 猛年君

学校教育課長。

○学校教育課長 木本 拓也君

まず、今回無償化に踏み切るに至った根拠でございますが、これは学校教育課のほうから教育委員会や町の理事者に対して御提案をさせていただいて、内部協議の結果、実施に踏み切ろうということで御判断いただいたものと認識をしております。それと、これが教育委員会の要請によるものかというものでございますが、ただいま申しましたとおり、学校教育課のほうから関係各所に御相談をした上で、今回の御提案に至っておりますので御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第45号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第13、議案第46号についての質疑を許します。萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

令和6年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算についてお尋ねしてまいります。予算書の1ページ、資本的支出として2目資産購入費というのが上がっております。3,350万円。冒頭に町長の提案理由として、「借地している競走事業用地の一部を取得するため、資産購入費を計上します。」ということだったんですけれども、もう少し内容をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。事業課長。

○事業課長 横田 和雄君

資産購入費の詳細について御説明いたします。今回購入しようとする土地につきましては、芦屋町大字芦屋字新開445番1。具体的な場所につきましては、競走水面の底地の一部になります。地目は雑種地、地積は2,027平米。今回、地権者から土地買取りの申出がありましたので、当該土地取得の可否について芦屋町モーターボート競走事業財産取得売却貸付検討委員会、こちらにお諮りした結果、買取りの方針が決定したため、今回補正予算を計上して購入するものです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

萩原議員。

○議員 5番 萩原 洋子君

今回の土地の購入ということですが、土地購入における基本的な考え方がもしあればお伺いしてもよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長 内海 猛年君

ボートレース事業局次長。

○ボートレース事業局次長 井上 康治君

今の御質問ですが、基本的には重要地エリアというものを決めております。そこは何かというと、まず競走水面、あと建物が建っているところ、艇庫とか観覧席のところ、またその施設に近い駐車場のエリア。その部分については申出等があれば買う予定というふうなエリアを定めています。

以上になります。

○議長 内海 猛年君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４６号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１４、議案第４７号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４７号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１５、議案第４８号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、議案第４８号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１６、承認第２号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第２号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１７、承認第３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、承認第３号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第１８、報告第３号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第19、報告第4号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第20、報告第5号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第21、報告第6号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第6号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第22、報告第7号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第7号についての質疑を打ち切ります。

次に日程第23、報告第8号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

ないようですから、報告第8号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第5、議案第38号から日程第17、承認第3号までの各議案については、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 内海 猛年君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長 内海 猛年君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時53分散会
